

東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 7 月 23 日 16 福子育第 3 6 2 号福祉局長決定

平成 16 年 8 月 1 日 16 福子育第 6 2 9 号 一部改正

平成 21 年 6 月 1 日 21 福保子育第 4 0 9 号 一部改正

平成 26 年 5 月 7 日 26 福保子育第 2 3 7 号 一部改正

(設 置)

第 1 条 ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、生活の安定と向上を図る総合的な自立促進体制を図る「ひとり親家庭自立支援計画」を策定することとし、「東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 都が実施するひとり親福祉施策
- (5) その他、ひとり親家庭の自立促進に関すること

(構 成)

第 3 条 委員会の委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、学識経験者は必要に応じて 2 名とすることができる。

- 2 委員には委員長を置く。
- 3 委員長は、福祉保健局事業推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、第 2 条に定める事項について効率的な検討をするため、作業部会を置くことができる。

(招集等)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉係に置く。

- 2 委員会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

別表 委員会名簿

	職 名	備 考
委員長	福祉保健局事業推進担当部長	
委 員	福祉保健局総務部企画担当課長	
委 員	福祉保健局生活福祉部計画課長	
委 員	福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	
委 員	都市整備局都営住宅経営部管理制度担当課長	
委 員	産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長	
委 員	東京労働局職業安定部職業安定課長	
委 員	特別区ひとり親福祉主管課長代表	依頼先 特別区児童主管課長会
委 員	東京都市ひとり親福祉主管課長代表	依頼先 市子育て関連担当主管課長会
委 員	財団法人東京都母子寡婦福祉協議会会長	
委 員	母子生活支援施設代表	
委 員	学識経験者	